

<輸出担当者様 各位 >

2015年12月10日
No.CS15-010

■ ブラジル向け Wooden Packing Material Regulation の件

拝啓

時下益々ご隆盛の事とお喜び申し上げます。また、平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ブラジル農業省より発行の規範命令 No.32/2015 (こちらは検疫措置に関する国際基準 (International Standards for Phytosanitary Measures - ISPM No.15 「国際貿易における木材梱包材の規則」)に基づいております) に伴い、ブラジル税関、及び港湾局はシステム変更を行い、ブラジル向け貨物に使用される木材梱包材対応状況が、必須報告項目となります。

上記規則は即時適用となる為、今後、全てのブラジル向け貨物の Shipping Instruction 上に下記情報をご記載頂きたく、ご理解、ご協力の程、よろしくお願い致します。

- Wooden package :not applicable (規制対象となる木材梱包材無し)
- Wooden package :not treated and not certified (未対応、証明書未発行)
- Wooden package :treated and certified (対応・マーキング済み)
- Wooden package :processed (加工済木材を利用)

尚、上記記載が Shipping Instruction に無い場合、弊社では “not applicable” として対応させて頂きます。

ご不明な点がございましたら、弊社営業担当者、カスタマーサービス部までお問い合わせ下さいませようお願い申し上げます。

敬具

Hapag-Lloyd (Japan) K.K.